

立川市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定による。

立川市組織条例の一部を改正する条例

立川市組織条例（昭和42年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(5) <u>産業文化スポーツ部</u></p> <p>(6)及び(7) ……略……</p> <p>(8) <u>まちづくり部</u></p> <p>(9)及び(10) ……略……</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 広報広聴に関すること。</p> <p>(3) 男女平等参画に関すること。</p> <p>(4) 行財政の経営改革に関すること。</p> <p>(5) 電子情報化及び情報管理に関すること。</p> <p>(6) 秘書に関すること。</p> <p>行政管理部 ……略……</p> <p>財務部 ……略……</p> <p>市民生活部 ……略……</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(5) <u>産業文化部</u></p> <p>(6)及び(7) ……略……</p> <p>(8) <u>都市整備部</u></p> <p>(9)及び(10) ……略……</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) <u>まちづくりの調整に関すること。</u></p> <p>(3) 広報広聴に関すること。</p> <p>(4) 男女平等参画に関すること。</p> <p>(5) 行財政の経営改革に関すること。</p> <p>(6) 電子情報化及び情報管理に関すること。</p> <p>(7) 秘書に関すること。</p> <p>行政管理部 ……略……</p> <p>財務部 ……略……</p> <p>市民生活部 ……略……</p>

<p><u>産業文化スポーツ部</u></p> <p>(1)～(5) ……略</p> <p>(6) <u>市史の編さんに関すること。</u></p> <p>(7) <u>スポーツに関すること。</u></p> <p>子ども家庭部 ……略</p> <p>福祉保健部 ……略</p> <p>まちづくり部</p> <p>(1)～(8) ……略</p> <p>(9) <u>まちづくりに関すること。</u></p> <p>環境下水道部 ……略</p> <p>公営競技事業部 ……略</p>	<p><u>産業文化部</u></p> <p>(1)～(5) ……略</p> <p>子ども家庭部 ……略</p> <p>福祉保健部 ……略</p> <p>都市整備部</p> <p>(1)～(8) ……略</p> <p>環境下水道部 ……略</p> <p>公営競技事業部 ……略</p>
--	--

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

